

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年11月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 丸太地区	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中谷地区	”
香南町土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業 (かんがい排水事業) 香南地区不動線	”
”	農業体質強化基盤整備促進事業 (かんがい排水事業) 香南地区中下線	”
木田郡二股土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業 (かんがい排水事業) 二股地区	三木町産業振興課